

広島県告示第三百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所三原支所において、平成二十五年五月九日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年四月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

尾道新市線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	旧	新	
尾道市原田町梶山田字金光二〇二番一 地先から 尾道市原田町梶山田字金光二〇五番一 地先まで	五・二〇 七・六〇	一一・四〇 一七・二〇	敷地の幅員 (メートル) 延長 (メートル) 拡幅